

12

令和8年

市議会 2月定例会議案
(その4)

静岡市

議 案 説 明

議案第 1 4 4 号 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴い、へき地手当に係る地域手当分の減額調整を廃止するため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 1 4 4 号	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について	3

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）
の一部を次のように改正する。

第8条第3項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（以下「改正後の小中学校教育職員等給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定を適用する場合には、改正前の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定による給与の内払とみなす。